

学術賞・奨励賞選考細則

(選考委員)

第1条 学術賞・奨励賞選考委員は、選考委員長が第1回常務理事会（6～7月）までに、研究分野、地域性等を考慮して、学会賞表彰規程に基づき委嘱する。選考委員名は、学会賞・国内学術交流担当常務理事および学会事務局にのみ知らせる。

第2条 選考委員会は選考委員長、学会賞・国内学術交流担当常務理事と上記5名の選考委員の計7名で構成する。ただし、学会賞・国内学術交流担当常務理事は事務局であり、選考には加わらない。

第3条 選考委員の任期は2年間とする。

(募集)

第4条 学術賞・奨励賞の募集は、第1回常務理事会後に学会誌および学会ホームページに応募要領を掲載することによって行う。12月末までに両賞のいずれにも応募がない場合には1月末まで募集を延長し、ホームページに掲載して周知する（学会事務局に依頼）。

(審査)

第5条 学会事務局は応募締め切り後、直ちに応募業績および応募書類一式を審査表、本細則とともに選考委員に送付する。

第6条 選考委員長は、学術賞・奨励賞選考委員会を第2回常務理事会（3月上旬）より前に設定し、選考委員に通知する（開催場所の設営・通知は学会事務局に依頼）。

第7条 選考委員は応募業績について審査項目に従って審査を行い、選考委員会開催前に審査表を選考委員長に提出する。

第8条 審査項目は、独創性、理論的、実証性、論述性、正確性、まとまり、総合性、社会的意義の8項目とし、選考委員は各業績に付き、各項目5段階の評価を行う。5段階は、極めて優れている（5点）、優れている（4点）、一定の水準に達している（3点）、やや難点がある（2点）、評価に値しない（1点）、の5段階とする。各項目5段階の評価の合計を総合評価点とする。

(選考)

第9条 選考委員会は、委任を含めて過半数の委員の出席をもって成立する。

第10条 選考委員長は審査結果を集約し、選考委員会で報告する。

第11条 選考は各評価点および総合評価点を参考にしながら合議で行う。評価が分かれる場合には、委任状を除く出席者の多数決にて決定する。

(報告)

第12条 選考委員長は、選考終了後直ちに議事録案および選考報告書案を作成し、選考委員会に諮って了承を得る。また理事会への提案等も、選考委員会の了承を得て行う。

第13条 選考委員長は学術賞・奨励賞選考報告書を常務理事会に報告し、了承を得る。了承が得られたものを理事会に提案する。ただし、理事会での十分な議論が可能と認められる場合は、理事会の承認をもって常務理事会の了承を得たものとするができる。

第14条 理事会で承認された学術賞・奨励賞選考報告書を、総会で報告する。

(改正)

第15条 本細則の改正は理事会で決定する。

附則

1. 本細則は、日本農業経済学会学術賞・奨励賞選考マニュアル（2010年3月31日作成、2016年3月31日改定）を元に作成した。
2. 本細則は2017年4月1日から施行する。

附則

本細則は2021年3月14日から施行する。

附則

本細則は2022年3月13日から施行する。